

EU経済安全保障戦略

- ◆ 2023年6月20日、欧州委員会は「欧州経済安全保障戦略」と題する政策文書を公表。
- ◆ EUとして経済安全保障に関する体系的文書の策定は初めて。



©欧州委員会

位置づけ

欧州のprosperity、sovereignty、safetyを確保するには、従来の国家安全保障のアプローチに加え、経済的安全保障を守るための新たな手段が必要。経済安全保障、de-risking、重要セクターにおける技術的優位性を伸ばすためのEU独自の戦略的アプローチを構築する。パートナー国や民間部門との協力の重要性も強調。

2つの原則

Proportionality : リスクの度合いに応じた比例的なツールを用い、域内経済・世界経済に対する意図せぬ負の波及効果を限定すること

Precision : 対象となる具体的な製品、セクター、産業を定義した上でリスクそのものへの対応策を構築すること

リスクの特定

欧州委員会は、民間部門からのインプットを踏まえて、EU加盟国とともに、**重要サプライチェーンの分析**を進め、**ストレステスト**を実施するとともに、**リスクレベルの特定**を実施する。

【4つのリスク類型】

サプライチェーンの強靱性リスク、重要インフラの物理的・サイバーセキュリティ上のリスク、（量子、先端半導体、AI等の）技術セキュリティ・技術流出リスク、経済的依存関係の武器化や経済的威圧のリスク

※2023年10月、欧州委員会は技術セキュリティ・技術流出のリスク分析の対象となる10の技術分野を公表。うち先端半導体技術、人工知能技術、量子技術、バイオテクノロジーの4分野から着手し、加盟国と共同でリスク評価を実施。

3つの柱とアクション

Promote

EU経済・サプライチェーンの強靱化
及びイノベーション・産業基盤の強化
を通じてEU自身の競争力を強化

【施策例】

- NextGenerationEU、共通基金
- 半導体法
- 重要原材料法
- ネットゼロ産業法
- 防衛技術産業基盤の強化
- 単一市場緊急措置

Protect

共通の経済安全保障リスク
からの自己防衛

【施策例】

- 外国補助金規則等の貿易防御措置
- 反脅迫措置（ACI）
- FDIスクリーニング
- 輸出管理
- 外国からの研究イノベーション干渉への対抗ツールキット
- EU標準戦略
- 重要エンティティ強靱性指令
- NIS2指令、5Gツールボックス
- サイバーレジリエンス法・サイバー連帯法

Partner

経済安全保障に関する懸念と
関心を共有する国との協力

【施策例】

- G7を含む幅広い有志国と協力
- TTC（米・印）、日EUハイレベル経済対話
- デジタルパートナーシップ、グリーンアライアンス、原材料パートナーシップ
- FTA
- グローバルゲートウェイ、PGII
- 重要原材料クラブ
- WTO改革

【今後の措置】

- ☆ 経済安全保障上の重要技術のリスト化
- ☆ 民間部門との対話
- ☆ 欧州戦略的技術プラットフォーム（STEP）等を通じたEUの技術主権とバリューチェーン強靱化の支援
- ☆ FDIスクリーニング規則の見直しを検討
- ☆ デュアルユース技術の研究開発への新たな支援を検討
- ☆ EUデュアルユース輸出管理規則の実効性・向上・効率化を提案

- ☆ 対外投資にかかる安全保障リスクを分析するために加盟国の専門家から構成されるグループを立ち上げ、対応策を検討。
- ☆ 研究セキュリティの向上のための手段を提案
- ☆ EUの経済安全保障強化のためにCFSP（共通外交安全保障政策）措置の活用を検討
- ☆ SIAC（単一情報分析能力）にEUの経済安全保障上の脅威の検知を指示
- ☆ EUの外交政策に経済安全保障の観点を反映するとともに、第三国との協力を確保

EU経済安全保障パッケージ

- ◆ 欧州委員会は2024年1月、経済安全保障戦略を踏まえた更なる具体的取組の提案のため、「欧州経済安全保障の進展：5つの新たなイニシアティブの導入」と題する政策文書を発表。
- ◆ 経済安全保障に関するこれまでの取組状況をストックテイクしつつ、以下の5つのイニシアティブを提案。

1 FDIスクリーニング規則の改正

現在、加盟国が任意で導入しているFDIスクリーニングの制度を、全ての加盟国に導入を義務づける提案。各加盟国の制度の収斂を促し、EUレベルの協力メカニズムを効率化する。また、外国企業の域内子会社によるEU域内の取引もスクリーニングの対象に追加する。

3 対外投資に関する潜在的リスクのコンサルテーション

潜在的な対外投資に関するリスクに関するデータ・証拠収集のプロセス開始を発表。加盟国による12ヶ月間の対外投資モニタリングを実施。その上で、対外投資がEUの安全保障に与えるリスクについて評価、対応措置の必要性について検討を行う。

4 デュアルユースの可能性を有する技術の研究開発支援

将来の選択肢として、①既存のEUファンドを活用して支援をさらに展開、②ホライゾン・ヨーロッパの後継プログラムの一部において民生用途への特化を削除、③デュアルユースの可能性のある研究開発に特化した施策を創設、という3つのオプションを提示。今後、加盟国、市民社会、産業界、アカデミア等とのコンサルテーションを踏まえて、あるべきオプションを検討。

5 研究セキュリティ向上のためのEU指針（理事会勧告案）

EU全体としての研究セキュリティ向上に向けて加盟国や高等教育機関や研究実施機関等とともに一貫性のある取組を行うための政策的指針を提供。今後、研究セキュリティに関する構造的な支援も含めて検討。（これを受け、5月、EU理事会は、勧告を採択）

2 デュアルユース技術の輸出管理の議論強化

EUレベルでの輸出管理政策・執行の連携を改善するために、以下の4つを提案。

- ①多国間レジームにおいて特定国によるブロックがなければ採択されたであろう管理品目をEUレベルで統一的に管理
- ②加盟国と欧州委員会の政治的協調のためのフォーラム設置
- ③加盟国が独自措置を講じる際に事前に他の加盟国や欧州委員会と連携するためのメカニズム設立
- ④2025年Q1に現行デュアルユース規則の見直し評価を実施